

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十五年五月三十日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 協同組合妹尾ショッピングセンター

所在地 岡山市妹尾八四四番一ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 協同組合妹尾ショッピングセンター

住所 岡山市妹尾八四四番地の一

代表者の氏名 代表理事 若林 日出男

3 変更事項

（変更前）

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者 シュフレ株式会社他三社

(2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 二千百二平方メートル

(3) 駐車場の収容台数 六十九台

(4) 駐輪場の収容台数 六十五台

(5) 荷さばき施設の面積 五十一平方メートル

(6) 廃棄物等の保管施設の容量 七十七立方メートル

(7) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻 午後七時

(8) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前九時十五分から午後七時十五分

(9) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後七時

（変更後）

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社わたなべ生鮮館他三社

(2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 千八百七十三平方メートル

(3) 駐車場の収容台数 九十二台

(4) 駐輪場の収容台数 五十台

(5) 荷さばき施設の面積 六十一平方メートル

(6) 廃棄物等の保管施設の容量 四十五立方メートル

(7) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻 午後十時

(8) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前九時十五分から午後十時十五分

(9) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後九時

4 変更年月日

平成十五年十二月一日

二 届出年月日

平成十五年五月二十二日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成十五年五月三十日から平成十五年九月三十日まで

2 縦覧の場所

岡山県商工労働部経営支援課、岡山地方振興局総務振興部総務振興課
及び岡山市役所